

(5) 埋立処分費用の支払い方法

原則は、「現金払い」です。(搬入時に管理事務所で現金により支払う方法)

ただし、次のいずれかの資格基準を満たした場合に限り、「後納払い」(搬入後、納入通知を受け、納期限までに所定の金融機関に納付する方法)を申請することができます。

【資格基準】

- 横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人。
- 横浜市又は横浜市が出資する外郭団体の公共事業を請け負った者のうち、その搬入届出量が2トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの。
- 国又は神奈川県の公共事業を請け負った者のうち、その搬入届出量が2トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの。
- 公共事業の請負以外の者で、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるものが、自らの事業から発生する産業廃棄物を搬入する場合は、次のとおりとする。
 - ・横浜市内に事業の拠点をもつ者。
 - ・継続的に搬入を行い、その搬入届出量が20トン以上であること。

※申請時に、発生場所が同一(同一工事)の産業廃棄物継続搬入届出書が複数(安定型、管理型、石綿含有の有無による全4種類)ある場合、搬入届出量を合算した重量で判断します。

※「処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの」とは次の基準を満たす者とします。

〔法人の場合〕次のいずれかを満たす者

- ・直近期の貸借対照表において債務超過の状態でないこと
- ・直近期の損益計算書において経常利益及び当期純利益が計上されていること

〔個人の場合〕

- ・直近期の所得税に未納額がないこと

(6) 後納の処分費用の支払いについて

ア 提出書類の作成方法

- 産業廃棄物継続搬入届出書とあわせて、**産業廃棄物処分費用後納承認申請書**を作成してください。
 - 記入例を基にして申請用紙に必要事項を記入し、代表者印を押印してください。
 - 以下の書類を添付してください。
 - 住民票又は法人登記簿謄本の写し(公共事業の場合は不要)
 - 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し(公共事業の場合は不要)
 - 直近の期の貸借対照表及び損益計算書(ただし、以下の場合は不要)
 - ・公共事業のうち横浜市財政局契約の工事(水道局、交通局委任案件も含む)を今年度に受注している。
 - ・今年度、後納承認申請書を提出している。
 - ・横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人
- ※個人の場合は、直近の期の所得税の納税証明書の写しを添付してください。

イ 支払い手順

① 納入通知	搬入届出書ごとに1か月分（月末締め）の処分費用を集計し、翌月の10日前後に納入通知書を申請者（申請書当該欄に記載された住所）に送付します。
② 納付	処分費用の納期限は搬入月の翌月末です。横浜市が発行する納入通知書で、納期限までに所定金額の納付が必要です。

ウ 搬入の停止

指定された納期限までに処分費用を支払わなかった場合、後納払いによる継続搬入をすべて停止します。

エ 後納の停止

後納継続搬入者が、次のいずれかに該当した場合、後納を停止します。

- ・ 指定された納期限までに処分費用を支払わなかった場合
- ・ 後納継続搬入者の資格基準を満たしていないことが判明した場合

オ 注意事項

(ア) 納期限までに支払わなかった場合、後納停止期間は横浜市が指定した日から1年間となります。納付済みであっても、納期限を1日でも超過していれば停止の対象となります。

(イ) 搬入の停止となった場合、残っている産業廃棄物搬入確認書を返却してください。また、搬入の停止となったものについて搬入を希望する場合は、滞納している処分費用を納めた上で、改めて産業廃棄物継続搬入届出書を提出する必要があります。（現金払いによる届出となります。）

(ウ) 搬入の停止及び後納の停止は、文書により通知します。

(エ) 滞納が解消されない場合は督促状を送付します。督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、延滞金（指定期限の翌日から納付までの日数に応じ、その納付金額について下記※の割合を乗じて計算したもの）も併せて徴収されます。

※延滞金の割合：特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合）に、年7.3%を加算した割合

(オ) 督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、期限の利益を失い、一括で納付していただく場合があります。

(カ) 上記措置を講じた場合、本市公共工事によるものについては、工事発注課へ連絡します。